



4月1日から

受動喫煙防止対策が義務化されました

多くの方が利用する施設は原則、屋内禁煙になりました



望まない受動喫煙をなくすため、4月1日から、改正健康増進法が全面施行されました。昨年からのスタートした学校や病院等での敷地内禁煙のルールに加え、事務所等では原則屋内禁煙となりました。

敷地内禁煙

- 学校
- 病院
- 児童福祉施設
- 行政機関の庁舎等

屋内禁煙

敷地内禁煙施設を除く、すべての施設

【例】事務所、集会所、工場、ホテル・旅館(客室は除く)、理・美容室、公衆浴場、百貨店、娯楽施設、飲食店(経過措置あり)

※屋内でも、基準を満たした喫煙専用室を設置することができます。設置する場合は、店舗及び喫煙室の入口に標識を掲示する必要があります。



規制対象外の場所でも、喫煙する方は周りの人に煙を吸わせないように配慮する義務があります。



◀20歳未満の方は喫煙可能な場所に立ち入ることができません



◀喫煙専用室が設置されている店舗



◀喫煙専用室

問合せ 健康保険課 健康増進グループ(常北保健福祉センター内) ☎029-240-6550



なくそう！望まない受動喫煙

検索

春の全国交通安全運動(4月6日～15日)

～4月10日(金)は交通事故死ゼロを目指す日です～

○運動のスローガン

「**見てるかな 黄色い帽子と わたしの手**」

春を迎え、新たに通学する子どもたちの交通安全指導や、高齢者等がかかわる交通事故を防止するため、交通安全運動を実施します。

交通事故を防ぐため、一人ひとりが交通ルールを守り、正しい交通マナーを身につけましょう。

問合せ 町民課 ☎029-288-3111 (内線112)

◀運動の重点項目▶

- ①子どもをはじめとする歩行者の安全の確保
- ②高齢運転者等の安全運転の励行
- ③自転車の安全利用の推進

児童扶養手当・特別児童扶養手当等の金額が引き上げられます

児童扶養手当等の金額は、物価変動に応じて改定されます。令和2年4月分からの手当額は、次のとおりです。

各種手当		令和元年度(月額)	令和2年度(月額)	
児童扶養手当	第1子(本体額)	全部支給	42,910円	43,160円
		一部支給	10,120～42,900円	10,180～43,150円
	第2子加算額	全部支給	10,140円	10,190円
		一部支給	5,070～10,130円	5,100～10,180円
	第3子以降加算額	全部支給	6,080円	6,110円
		一部支給	3,040～6,070円	3,060～6,100円
特別児童扶養手当	1級	52,200円	52,500円	
	2級	34,770円	34,970円	
障害児福祉手当		14,790円	14,880円	
特別障害者手当		27,200円	27,350円	
経過的福祉手当		14,790円	14,880円	

問合せ 福祉こども課 ☎029-353-7265(直通)